

会議録

第2回 和光市介護保険運営協議会

開催年月日・召集時刻	平成26年11月12日(水) 午後3時00分		
開催場所	和光市役所 議会等3階全員協議会室		
開催時刻	午後3時00分	閉会時刻	午後3時40分
出席委員		事務局	
菅野 隆		保健福祉部長	東内 京一
金子 正義		長寿あんしん課長	亀井 誠
津川 知子		福祉政策課長	阿部 剛
田中 公美		長寿あんしん課課長補佐	平川 一朗
千葉 洋平		長寿あんしん課介護福祉担当	
臺信 澄子		統括主査	堀江 和美
佐藤 松子		主任	中根 亮
平内 紀子		主事	青木 順子
大西 康之			
金子 好亘			
富岡 武光			
松根 洋右			
荻野 比登美			
亀田 勝枝			
欠席委員			
木暮 晃治			
備 考			
	会議録作成者氏名	中根 亮	

会議内容

事務局

定刻となりましたので、ただいまから、平成26年度第2回和光市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましてはご出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

・事前配布資料

- ①平成26年度第2回介護保険運営協議会資料No.3
- ②「平成26年度和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）」
②は当日差し替え分として、再度お配りしています。

・当日配布資料

- ①会議次第

- ②同資料No.1 承認を求める事項1 「中央エリア（本町地区）における介護予防拠点の整備について」
- ③同資料No.2 承認を求める事項2 「第5期和光市介護保険事業計画に基づく北エリアにおける地域密着型サービス基盤整備事業の延期について」
- ④同資料No.3 「平成26年度和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）」

資料の不足がある方は挙手をお願いします。

それでは、開会にあたりまして、保健福祉部長の東内よりご挨拶を申し上げます。

東内保健福祉部長

こんにちは。保健福祉部長の東内でございます。

衆議院における解散総選挙の実行可能性が12月14日ということで高まってきております。消費税増税に関する社会保障費の動向が焦点になってくるかと思いますが、本日はこの点も加味しながら、議論を進めさせていただきたいと思います。

構成としましては、市長からの諮問事項が1点、地域密着型サービスの基盤整備にかかる事項をはじめとした承認を求める事項が2点の併せて3点となります。

ぜひ委員の皆さんのお意見をいただければと思います。
本日はよろしくお願ひいたします。

事務局

運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、本

	日市長が公務のため不在ですので、東内保健福祉部長が代理で行います。
東内保健福祉部長	(諮問書を読み上げ会長に渡す)
事務局	それでは、議事進行につきましては菅野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。
菅野会長	それではただいまから、平成26年度第2回介護保険運営協議会を開会いたします。まず本日の委員の出席状況について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	本日の出席委員は、委員15名中で14名です。和光市介護保険条例第20条第2号に規定されている委員の過半数の要件を満たしております。
菅野会長	本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第20条第2号に規定されている委員の過半数の要件を充足しておりますので、会議の方は成立となります。 それでは、ただいま諮問がありましたので、これに基づき議事に入ります。
	まず、議事録の署名人を指名させていただきます。名簿順でございますが、金子正義副会長、千葉委員、議事録の署名をお願いします。
	傍聴の方への配布資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いします。
	それでは、承認事項1「中央エリア（本町地区）における介護予防拠点の整備」について、事務局より説明をお願いします。 なお、承認事項1及び2につきましては、地域密着型サービス運営部会としての承認事項となります。
事務局	資料No.1をご覧ください。中央エリア（本町地区）における介護予防拠点の整備について、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、平成27年4月施行の改正介護保険法に位置づけられる新たな

事務局	<p>地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、第6期介護保険事業計画グランドデザインの中央エリアに、通所型サービス類型のサービスC、短期集中予防サービスとなる介護予防拠点の整備を定めるにあたり、第6期計画の施行に先立ち整備を実施することについて承認を求めるものであります。</p> <p>介護予防拠点の必要性についてご説明いたします。現行制度における地域支援事業の二次予防事業は、公民館や体育館等の公共施設で展開してきたところですが、新制度では事業実施のための拠点整備が必要とされていることから、第6期介護保険事業計画策定に当たってのサービス必要量に対する供給量の推計に基づき、グランドデザインに新たな介護予防拠点として位置付け、計画施行と同時の事業実施を可能にするため、先行して整備事業に着手するものであります。</p> <p>2点目の整備事業の概要についてご説明いたします。事業所の所在としましては和光市本町23-32、事業内容としましては、運動器の機能向上、口腔改善、栄養改善を組み合わせ、機能維持・改善事業を実施する予定であります。また、運営予定事業者としましては株式会社運動指導士アカデミーを予定しております。こちらの指定の経緯につきましては、現在市内に拠点を持たずに事業を実施している事業者に対し、平成27年4月からの新しい地域支援事業の実施にあたって市内に拠点を確保したうえで事業参入できるかという条件で、随意選定したところ、株式会社運動指導士アカデミーが参入意向を示したため、事業者として決定し、地域密着型サービス部会での承認を求めるものであります。なお、事業開始までのスケジュールは資料でお示ししているとおりです。以上です。</p>
菅野会長	<p>事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。</p> <p>運動器の機能向上、口腔改善、栄養改善などの事業を進めていくということですが、市内住民のみならず、市外から転入してくる方と歯科や整形外科などの先生方、さらには地域との連携をどのようにお考えですか。</p>
東内保健福祉部長	<p>今回の制度改正により、予防給付の内、要支援1・2の方に対する訪問介護と通所介護の給付がなくなり、新しい地域支援事業に移行します。しかし、個人ごとのケアプランについては作成していくことになりますので、主治医の先生方との意見を聞いて、適切な連携</p>

東内保健福祉部長	を図りながら実施していきます。
菅野会長	連携については最初だけではなく、継続して実施していくようお願いします。 何か他にはございませんか。 それでは、採決を行います。承認を求める事項1「中央エリア（本町地区）における介護予防拠点の整備」について、承認することについて、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし
菅野会長	異議がないので、承認とさせていただきます。
事務局	それでは、次に移ります。 承認事項2「第5期和光市介護保険事業計画に基づく北エリアにおける地域密着型サービス基盤整備事業の延期」について、事務局より説明をお願いします。 資料No. 2を用いて、承認を求める事項2としまして、第5期和光市介護保険事業計画に基づく北エリアにおける地域密着型サービス基盤整備事業の延期について、ご説明させていただきます。こちらは北エリアにおいて第5期事業計画で完了しなかった事業を第6期に引き継ぐという内容となっています。第5期事業計画においてはグループホームと複合型サービス、さらに第6期計画の前倒しとなるサービス付き高齢者向け住宅等の併設型施設を整備することについて、昨年度の第1回介護保険運営協議会においてグランドデザインの一部変更のご承認をいただきました。その後、平成25年10月に事業者選定を行い、第2回運営協議会において事業者決定の諮問をさせていただき、そこで承認を得て、最終的に事業者を決定したところです。しかし、建築物価の高騰等により、施設整備を検討することが困難だということで、事業者からの辞退の申し出がありました。そのため、平成26年度中での施設整備完了の見通しが立たなくなってきたことから、北エリアの整備を延期して、第6期計画に事業を引き継ぐことにつきまして、ご承認をいただきたいと考えております。主な理由としましては、当初の整備事業者として決定した、埼玉県川越市にあります医療法人恵雄会について、当初の予定から建築費用が4億円以上増加したことから、さらなる資金

事務局

調達も検討していたのですが、目処が立たなくなつたことにより事業継続が困難との判断に至つたものであります。また、同時期に同法人が運営しております介護事業所が、法令違反、運営基準違反及び介護給付費の不正請求により、川越市において平成26年7月17日付で指定取り消し処分を受けております。こういった理由から、当初は安定的に事業を運営できる事業者として選定させていただいたのですが、事業者からの整備継続が困難であるという申し出に加え、関連する事業所の不祥事などから、整備事業者としての適性を欠くといった新たな事情もあり、市としては辞退の受理もやむなしという判断をさせていただいたところであります。

続きまして、整備事業者の再選定についてご説明させていただきます。当初の選定では、社会福祉法人相模更生会もエントリーし、最終的には次点候補者となつたのですが、この事業の指定が取れなければ土地の売買契約が無効となる、停止条件付の契約であったため、次点を繰り上げることができませんでした。

従いまして、第6期介護保険事業計画の施行に合わせたところで、再度の公募実施を考えております。

次に、第6期介護保険事業計画における整備事業の方向性について、今回ご承認をいただければ第6期計画に承継していくことになるのですが、第5期計画における整備内容を一部変更させていただき、継続整備分として、グランドデザインに位置づけたいと考えております。まず1点目は、サービス付き高齢者向け住宅についてです。4つのキーワードとしまして、ひとり暮らし、低所得、借家住まい、権利擁護が必要、といった方々は今後支援が必要となるリスクが高くなります。本来こういった方々は特別養護老人ホームなどのケアが必要となるため、そのケアは課題のひとつとなっています。今回日常生活圏域ニーズ調査、給付分析などからその必要性を吟味し、新たに地域密着型介護老人福祉施設、いわゆるミニ特養の整備を視野にご検討させていただきたいと考えております。2点目は定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスについてです。地域における医療及び介護の総合的確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づき、県が定める「地域医療構想ビジョン」により整備することとされている回復期病棟の開設予定案件との整合を図りながら、次期計画の策定会議において、圏域の課題解決に向けたグランドデザインのあり方の中で検討していきたいと考えております。また、適切なプロセスを経て事業候補者が決まりましたら、運営協議会の諮問、答申を経て、正式に事業者を決定してまいりたいと考

事務局	えております。 以上であります。
菅野会長	何か質問はございませんか。 質問はないようですので、採決を行います。承認を求める事項2「第5期和光市介護保険事業計画に基づく北エリアにおける地域密着型サービス基盤整備事業の延期」について、承認することについて、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし
菅野会長	次に進みます。 諮問事項1「平成26年度和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料No.3をご覧ください。2ページ目の歳出補正からご説明させていただきます。 款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費について、介護保険システム改修事業費を1,001,000円増額計上しています。こちらの内訳の1点目は、長寿あんしん課と地域包括支援センターとの間で相談記録等を連携しております介護予防システムについてです。介護予防サポーターのボランティアポイント管理のため、ICカード機能更新にかかる委託料を当初予算として4,617,000円計上しておりましたが、これらは来年度の介護保険システム更新に合わせて整備することとなったため、こちらの全額を減額補正します。次に、標準の介護保険システムについて、今年の12月に示される予定の介護報酬改定、介護予防給付の訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行する等の平成27年4月1日施行の介護保険法改正に対応するため、システム改修費用として5,618,000円を計上しております。これらの委託料については、差し引きで1,001,000円の増額補正となります。なお、介護保険システムの改修委託については通常国庫補助の対象となりますが、現在基準等の要綱が国から示されておりませんので、次回3月補正において財源充当等の補正を行う予定で考えております。また、平成27年度における介護保険法の改正関連で、一定以上所得者の利用負担率の見直しや高額介護サービス費の見直しなど、来年度8月1日からの改正に係るものについては、来年度予算において予算計上し、改修する予定となっております。

事務局	<p>次に、款2保険給付費、項5介護等サービス諸費、目1居宅等介護サービス費についてご説明いたします。当初予算においては760件、1件当たり85,000円を見込んでおりましたが、上半期を終えたところでの平成26年度見込みでは810件、1件当たりも89,000円と増加傾向にあることから、2,109,000円を増額計上しております。目5施設介護サービス費については、当初1月当たり79,670,000円を計上しておりましたが、上半期実績からの26年度見込みが1月当たり77,350,000円と減少傾向となっていることから、27,827,000円を減額計上しております。目9居宅等介護サービス計画費については、居宅介護等のサービス件数の増加に伴いまして、当初の560件から580件に増加見込となっておりますので、468,000円を増額計上しております。</p> <p>3ページ目をご覧ください。款5地域支援事業、項2包括的支援事業・任意事業費、目3任意事業費用としまして、定期巡回サービスにおけるシステム導入事業委託料を計上しております。こちらは地域包括ケアシステムにおける医療介護の連携に資する定期巡回サービスと居宅介護支援事業者、さらに医療機関・開業医等を水平統合する情報連携システム開発のための委託料となっており、15,660,000円を増額補正するものです。次に、款8基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金について、先ほどご説明しました保険給付費の増額・減額補正に伴いまして、第1号被保険者の保険料相当分として6,294,000円を増額補正するものであります。款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金について、平成23年度介護給付費、調整交付金の実績再算定による返還分としまして、99,000円を計上しております。</p> <p>以上、歳出の補正総額としましては、2,196,000円の減額となっております。</p> <p>1ページ目にお戻りください。歳入補正について順にご説明させていただきます。こちらでは、国庫負担金、給付費負担金、調整交付金、支払基金交付金、県支出金、介護給付費繰入金の減額分、及び事務費繰入金、介護給付費準備基金繰入金の増額分をそれぞれ計上しております。国庫負担金、給付費負担金につきましては、歳出の保険給付費の3つのサービス費の補正に伴い、居宅等介護サービス費にかかるものであれば20%、施設介護サービス費であれば15%の法定負担割合に応じて負担金を算出し、3,659,000円を減額補正します。調整交付金につきましても、3サービス費の補正に伴い、法定負担割合の1.078%に基づいて272,000円の減額、支払基</p>
-----	--

事務局	<p>金交付金については第2号被保険者の負担分となるのですが、法定負担割合に応じて7,323,000円の減額となります。県支出金の介護給付費負担金についても同様に4,547,000円の減額、繰入金についても3,155,000円の減額となります。事務費繰入金については歳出の介護保険システム改修に伴い、差し引きとしての1,001,000円を繰り入れるものです。最後に介護給付費準備基金繰入金についてですが、日常生活圏域ネットワーク事業における定期巡回サービスのシステム開発に要する委託料の増額補正に伴って、15,759,000円を増額補正するものです。</p> <p>以上、歳入の補正総額としましては、歳出と同額の2,196,000円の減額補正となっております。</p> <p>説明は以上になります。</p>
菅野会長	<p>何か質問はございませんか。</p> <p>それでは、諮問事項1「平成26年度和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
菅野会長	<p>異議がないようですので、原案のとおりといたします。</p> <p>事務局から他に何か報告事項等はございませんか。</p>
事務局	<p>本日ご審議いただきました承認を求める事項1「中央エリア（本町地区）における介護予防拠点の整備」、同2「第5期和光市介護保険事業計画に基づく北エリアにおける地域密着型サービス基盤整備事業の延期」については、本日の運営協議会でご承認をいただいたということで、長寿あんしんプラン策定会議においてご報告させていただき、第6期計画策定に反映をさせていただきたいと思います。</p>
菅野会長	<p>それでは、これで平成26年度第2回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました</p>
	・・・ 閉会・・・

